

回 答 書

平成29年7月24日

岡山市北区奉還町1丁目7-7

適格消費者団体特定非営利活動法人
消費者ネットおかやま
理事長 河田 英正 様

東京都中央区銀座4丁目10-10

銀座山王ビル4階
株式会社スタイルズ
代表取締役社長 堀江 武吉



平成29年7月17日付け消費者契約法第41条1項に基づく事前請求書を拝受いたしました。

以下、これに対し弊社の回答を申し上げます。

弊社岡山会場にかかる結婚式・披露宴会場ご利用に関する共通約款第7条において弊社側に對して一切の免責がされている対象事項は、現金、貴重品などの高価品に関する事故、盜難についてであり、そもそも現金、貴重品などの高価品のお預かりについては同条において明確にサービスをお断りさせていただいており、即ち現金、貴重品などの高価品の管理に関する何らの債務も負っていません。

従いまして、現金、貴重品などの高価品に関する債務不履行は觀念できず、消費者契約法第8条1項1号にいう、「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」に当たらないことは明白であります。

上記の趣旨を何卒ご理解くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上